

## 横浜市耐震改修促進計画の一部改定について

### 1 耐震改修促進計画とは

耐震改修促進計画とは、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、旧耐震基準で建築された建築物の耐震化を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的とした、都道府県・市町村が定める計画

- (1) 本市は、18 年度に耐震改修促進計画（第 1 期）（計画期間 18 年度～27 年度）を策定（27 年度までに住宅等の耐震化率 90%とする目標を掲げ、89%まで達成）
- (2) 28 年 3 月に第 2 期計画（計画期間：28 年度～32 年度）を策定（32 年度までの住宅等の耐震化率 95%とする目標を掲げている）

#### 《重要道路の沿道建築物における取組》

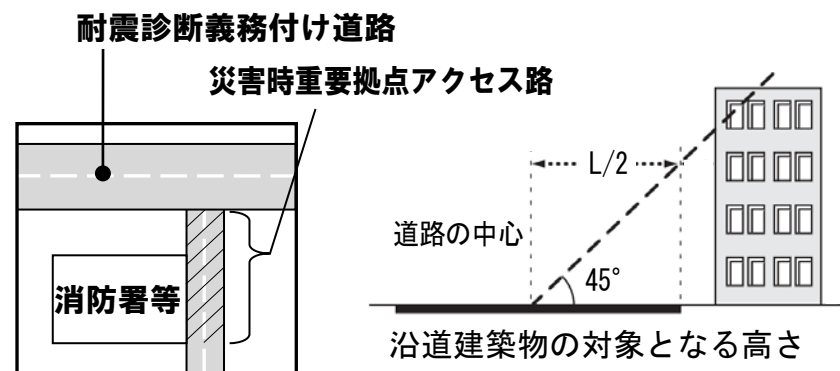
地震発生時の通行機能を確保するため、25 年 11 月に「耐震診断義務付け道路」と「補助対象道路」を定め、沿道耐震の取組を開始しました。

「耐震診断義務付け道路」は、延長は約 340km、耐震診断の対象となる建物は約 470 棟で、29 年 11 月末時点において約 98%が耐震診断に着手済となっています。一方、「補助対象道路」の耐震診断の補助実績は 5 件に留まっており、進捗に大きな開きが生じています。

### 2 横浜市耐震改修促進計画の一部改定

「耐震診断義務付け道路」と災害時重要拠点とをつなぐ道路を「災害時重要拠点アクセス路」として、その道路の沿道の建築物の耐震化を促進します。

(右図参照)



#### 《改定内容》

##### ① 災害時重要拠点アクセス路の位置付けの見直し

アクセス路沿道建築物の耐震化を促進させるため、計画上の位置付けを明確にします。

現行	見直し後
I 耐震診断義務付け道路	I 耐震診断義務付け道路
II 補助対象道路	II 災害時重要拠点アクセス路
	III 補助対象道路

##### ② 災害時重要拠点の移転等に伴うアクセス路の更新

#### 耐震改修促進計画の改定スケジュール

平成 30 年 1 月 耐震改修促進計画の一部改定

### 3 改定を踏まえた取組

- ・アクセス路沿道建築物の所有者に対して、アクセス路の重要性と耐震化のきっかけとなる耐震診断の重要性を直接お伝えし、沿道建築物の耐震診断を促進していきます。

#### 改定を踏まえた取組のスケジュール

平成 30 年 4 月～ アクセス路沿道建築物の所有者に対して、職員による訪問等を実施

### 【参考】災害時重要拠点とアクセス路沿いの建築物数

#### 災害時重要拠点とは

消防署、区役所等の庁舎関連施設、土木事務所等の公共施設管理機関、警察署、災害拠点病院等の医療施設

耐震診断義務付け道路に面しない災害時重要拠点	アクセス路の延長	耐震診断の対象となる建物（想定）
消防署 15 施設	約 50 km	約 200 棟
区役所等 24 施設		
土木事務所等 21 施設		
警察署 13 施設		
災害拠点病院等 36 施設		
<b>合計 109 施設</b>		

### 【その他】木造耐震事業について

- ① 29 年度は、「耐震改修補助の 30 万円加算」や「約 16 万戸への戸別訪問」を実施。
- ② 現時点での補助申請は、28 年度と比較し、耐震診断は 約 2 倍、耐震改修は 約 3 倍。
- ③ 建物の老朽化とともに所有者は高齢化し、資金的な不安や工事に伴う日常生活への影響など、耐震化に踏み出せない課題が顕在化しています。住宅の所有者にとって 30 万円加算が大きな支え となり、着実に効果が現れています。そのため、引き続き実効性の高い施策の継続について現在調整を進めています。